

静岡県立自然公園条例施行規則及び静岡県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第3号

静岡県立自然公園条例施行規則及び静岡県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則
(静岡県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 静岡県立自然公園条例施行規則(昭和36年静岡県規則第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定認定機関の指定の申請等) 第15条の9 (略)	(指定認定機関の指定の申請等) 第15条の9 (略) <u>(条例第22条第3項第2号の規則で定める者)</u>
(認定関係事務の実施に関する規程の認可の申請等) 第15条の10 (略) (事業計画等の認可の申請等) 第15条の11 (略) (認定関係事務の休廃止の許可の申請) 第15条の12 (略) (認定関係事務の引継ぎ等) 第15条の13 (略) (自然公園における生態系維持回復事業の認定) 第18条の5 地方公共団体以外の者が、条例第36条第3項の認定を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の認定を受けるものとする。 (1) その者が次のいずれにも該当しないこと。 <u>ア 成年被後見人又は被保佐人</u>	(認定関係事務の実施に関する規程の認可の申請等) 第15条の10 <u>条例第22条第3項第2号の規則で定める者は、精神の機能の障害によりその認定関係事務を適確に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</u> (認定関係事務の実施に関する規程の認可の申請等) 第15条の11 (略) (事業計画等の認可の申請等) 第15条の12 (略) (認定関係事務の休廃止の許可の申請) 第15条の13 (略) (認定関係事務の引継ぎ等) 第15条の14 (略) (自然公園における生態系維持回復事業の認定) 第18条の5 地方公共団体以外の者が、条例第36条第3項の認定を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の認定を受けるものとする。 (1) その者が次のいずれにも該当しないこと。 <u>ア 精神の機能の障害によりその生態系維</u>

<p>イ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)</p> <p>第18条の6 (略)</p> <p>2 条例第36条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p><u>持回復事業を適正かつ確実に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)</p> <p>第18条の6 (略)</p> <p>2 条例第36条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>地方公共団体以外の者が、条例第36条第3項の認定を受ける場合は、前条第1号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類</u></p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第2条 静岡県自然環境保全条例施行規則(昭和48年静岡県規則第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(自然環境保全地域における生態系維持回復事業の認定)</p> <p>第26条の3 地方公共団体以外の者が、条例第19条の3第3項の認定を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の認定を受けるものとする。</p> <p>(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p><u>ア 成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)</p>	<p>(自然環境保全地域における生態系維持回復事業の認定)</p> <p>第26条の3 地方公共団体以外の者が、条例第19条の3第3項の認定を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の認定を受けるものとする。</p> <p>(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p><u>ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)</p>

第26条の4 (略)

2 条例第19条の3第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)・(2) (略)

様式第2号(その5) (略)

特別地区内の水位・水量に増減を及ぼさせる行為許可申請書

(略)

(略)	
関係法令による手続の進捗	状況
(略)	

注意 (1) (略)

(2) 「備考」欄には、当該行為地が河川法(昭和39年法律第167号)の適用を受ける河川であるときは、同法第23条から第27条まで及び第29条の規定による許可を受けた内容を記入すること。

(3) (略)

様式第6号(その5) (略)

普通地区内の水位・水量増減届出書

(略)

(略)	
関係法令による手続の進捗	状況
(略)	

注意 (1) (略)

(2) 「備考」欄には、当該行為地が河

第26条の4 (略)

2 条例第19条の3第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)・(2) (略)

(3) 地方公共団体以外の者が、条例第19条の3第3項の認定を受ける場合は、前条第1号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類

様式第2号(その5) (略)

特別地区内の水位・水量に増減を及ぼさせる行為許可申請書

(略)

(略)	
関係法令による手続の進捗	状況
(略)	

注意 (1) (略)

(2) 「備考」欄には、当該行為地が河川法(昭和39年法律第167号)の適用を受ける河川であるときは、同法第23条、第24条から第27条まで及び第29条の規定による許可を受けた内容を記入すること。

(3) (略)

様式第6号(その5) (略)

普通地区内の水位・水量増減届出書

(略)

(略)	
関係法令による手続の進捗	状況
(略)	

注意 (1) (略)

(2) 「備考」欄には、当該行為地が河

<p>川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川であるときは、同法第23条から第27条まで及び第29条の規定による許可を受けた内容を記入すること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川であるときは、同法第23条、<u>第24条</u>から第27条まで及び第29条の規定による許可を受けた内容を記入すること。</p> <p>(3) (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県自然環境保全条例施行規則の様式により提出されている申請書は、改正後の静岡県自然環境保全条例施行規則の相当する様式により提出されたものとみなす。